**イ　長寿・子育て・障害者基金勘定**

（機構法第12条第１項第７号及び第８号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理）

社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究・知識の普及・研修を行う業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

**ウ　共済勘定**

（機構法第12条第１項第９号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理）

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の規定による退職手当金の支給に関する業務及びこれに附帯する業務に係る経理

共済勘定は、さらに、業務に関する事務の処理に係る経理を「業務経理」、その他の経理を「給付経理」として整理している。(財会省令第11条)

**エ　保険勘定**

（機構法第12条第１項第10号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理）

都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務及びこれに附帯する業務に係る経理

保険勘定は、さらに、業務に関する事務の処理に係る経理を「業務経理」、その他の経理を「給付経理」として整理している。(財会省令第11条)

**オ　年金担保貸付勘定**

（機構法第12条第１項第12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理）

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う業務及びこれに附帯する業務に係る経理

**カ　労災年金担保貸付勘定**

（機構法第12条第１項第13号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う業務及びこれに附帯する業務に係る経理

**キ　承継債権管理回収勘定**

（機構法附則第５条の２第１項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理）

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第14条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第12条第１項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第12条第１項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務及びこれに附帯する業務に係る経理

**ク　承継教育資金貸付けあっせん勘定**

（機構法附則第５条の２第３項に掲げる業務に係る経理）

厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第１項第１号の規定による同法別表第１第２号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第１項第２号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第５条第１項第２号から第４号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行う業務に係る経理

なお、承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度から業務を休止している。

⑵　勘定相互間の関係

財会省令第10条（共通経費の配賦基準）において、機構法第15条及び附則第５条の２第５項の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項に関する基準（平成15年10月１日規程第11号）を定め、これを厚生労働大臣に届け出ることにより、当該基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（参考）

・機構法…独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）

・財会省令…独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日厚生労働省令第148号）

2　法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

貸借対照表

（平成21年３月31日）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 一般勘定 | 長寿・子育て・障害者基金勘定 | 共済勘定 | 保険勘定 | 年金担保貸付勘定 | 労災年金担保貸付勘定 | 承継債権管理回収勘定 | 承継教育資金貸付けあっせん勘定 | 調　　整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | | | | | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | | | | | | | | |
| 現金及び預金 | 6,638 | 401 | 645 | 17 | 677 | 226 | 105,398 | | | 114,005 |